

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【四半期会計期間】	第98期第1四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）
【会社名】	株式会社ニチレイ
【英訳名】	NICHIREI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地六丁目19番20号
【電話番号】	03(3248)2165
【事務連絡者氏名】	経理部副部長 佐藤 康範
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地六丁目19番20号
【電話番号】	03(3248)2165
【事務連絡者氏名】	経理部副部長 佐藤 康範
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第1四半期 連結累計期間	第98期 第1四半期 連結累計期間	第97期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	124,598	128,566	519,963
営業利益 (百万円)	2,954	4,464	17,406
経常利益 (百万円)	3,201	4,580	16,902
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	1,582	2,865	9,516
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,927	2,485	20,008
純資産額 (百万円)	136,212	153,328	152,286
総資産額 (百万円)	323,195	346,028	342,014
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.54	10.02	33.29
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	9.94	33.21
自己資本比率 (%)	41.0	42.8	43.0

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「売上高」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当第1四半期連結会計期間より、売上の計上基準について会計方針の変更を行っており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。
- 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。
- 5 第97期第1四半期連結累計期間の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。
なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。
また、当第1四半期連結会計期間より、売上の計上基準について会計方針の変更を行っており、遡及修正後の数値で前期末及び前年同四半期比較を行っております。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更等）」をご参照ください。

(1) 業績の状況

《日本経済の概況》

当四半期のがわが国経済は、好調な企業収益や人手不足を背景に雇用所得環境は改善し、株高も相まって個人消費は消費税増税後の落ち込みから緩やかに持ち直しており、景気は回復基調が続く

《食品・食品物流業界の概況》

食品業界では円安の進行や原材料・仕入価格の上昇により商品の値上げが相次ぎ、食品物流業界では輸配送コストや電力料金などのコスト上昇要因が継続

《連結経営成績》

（単位：百万円）

	当第1四半期 累計期間	前期比	増減率(%)
売上高	128,566	3,967	3.2
営業利益	4,464	1,510	51.1
経常利益	4,580	1,378	43.1
親会社株主に帰属 する四半期純利益	2,865	1,282	81.1

（ポイントは億円単位で単位未満切捨て）

売上高のポイント

加工食品事業は調理冷凍食品の販売が減少したものの全体では19億円の増収、畜産事業は鶏肉の販売が伸長し16億円の増収となり、グループ全体では39億円の増収

営業利益のポイント

加工食品事業は前期に実施した価格改定などにより収益性が改善し9億円の増益、低温物流事業は国内を中心に順調に推移したことから6億円の増益となり、グループ全体では15億円の増益

親会社株主に帰属する四半期純利益のポイント

経常利益は13億円、親会社株主に帰属する四半期純利益は12億円の増益

(2) セグメント別の概況

(単位：百万円)

(セグメント)	売上高			営業利益		
	当第1四半期 累計期間	前期比	増減率(%)	当第1四半期 累計期間	前期比	増減率(%)
加工食品	48,647	1,901	4.1	1,555	936	151.2
水産	15,701	504	3.1	10	144	-
畜産	22,476	1,610	7.7	127	32	34.0
低温物流	44,599	1,026	2.4	2,390	601	33.6
不動産	1,157	18	1.6	562	54	10.7
その他	1,141	239	26.5	127	59	88.6
調整額	5,156	325	-	287	28	-
合計	128,566	3,967	3.2	4,464	1,510	51.1

加工食品事業

- ・調理冷凍食品は、前年度に実施した価格改定により販売数量が減少したものの、農産加工品や海外の売上げが寄与し増収
- ・円安などによる原材料・仕入コスト上昇が続くなか、価格改定効果や生産性の向上を進めたことにより増益

(単位：百万円)

	当第1四半期 累計期間	前期比	増減率(%)
売上高 計	48,647	1,901	4.1
家庭用調理品	10,808	308	2.8
業務用調理品	20,838	598	2.8
農産加工品	4,928	636	14.8
海外	7,354	1,292	21.3
その他	4,717	880	22.9
営業利益	1,555	936	151.2

(注) 海外は平成27年1月から平成27年3月までの累計期間

家庭用調理冷凍食品

- ・新製法を採用しリニューアルした「本格炒め炒飯」や「ミニハンバーグ」の販売拡大に注力したものの、家庭用全体では販売数量の減少が響き減収

業務用調理冷凍食品

- ・中食需要が堅調に推移するなか、業態別のニーズに合わせた商品開発を進めコロッケなどの販売が好調に推移したものの、主力商品の販売数量が減少したことにより減収

農産加工品

- ・天候不順による生鮮品の高騰から冷凍野菜へのニーズが高まり、ほうれん草やブロッコリーなど「そのまま使えるシリーズ」の取扱いが伸長し増収

海外

- ・北米における家庭用冷凍食品の取扱いが伸長したことや為替換算影響もあり増収となる一方、タイの子会社では現地の販売相場が下落し厳しい状況が続く

水産事業

- ・中食・外食向けに最適な加工度での商品提供に取り組んだものの、水産物相場の高値推移を背景とした需要の低迷や円安による仕入コストの上昇により売上げ・利益とも前期を下回る
- ・「魚卵類」や「貝類」の一部商材で取扱いが伸長したものの、「さけ・ます」は原料相場が不安定に推移したことにより低迷

畜産事業

- ・鶏肉や牛肉は供給不足により国産品を中心に高値が続くなか、産地からの集荷を強化した鶏肉の取扱いが伸長したことなどにより増収
- ・豚肉は仕入れコストが上昇した輸入品の利益確保に苦戦したものの、鶏肉の販売が好調に推移したことや牛肉の販売価格が上昇したことにより増益

低温物流事業

車両調達コストや電力料金上昇が継続するなか、大都市圏に増強した設備をフル活用し集荷拡大に注力したことや、コスト吸収策を進めたことなどにより増収・増益

(単位：百万円)

	売上高			営業利益		
	当第1 四半期 累計期間	前期比	増減率 (%)	当第1 四半期 累計期間	前期比	増減率 (%)
国内小計	36,526	663	1.8	2,356	629	36.4
物流ネットワーク	22,369	365	1.6	927	310	50.3
地域保管	14,156	1,028	7.8	1,429	318	28.7
海外	7,687	436	6.0	206	6	3.2
その他・共通	385	73	16.0	171	21	-
合計	44,599	1,026	2.4	2,390	601	33.6

(注) 1 地域保管事業に物流ネットワーク事業の業務を一部統合
2 海外は平成27年1月から平成27年3月までの累計期間

国内

- ・前年度に稼働した「咲洲物流センター」(大阪市)などの新設センターが貢献したことに加え、TC(通過型センター)事業が堅調に推移したことなどにより増収
- ・前年度から実施している輸配送業務での運送効率化を含むコスト吸収効果が本格化したことや、東京圏を中心に保管貨物の在庫量が高水準で推移したことなどにより増益

海外

- ・欧州地域では、運送需要の取込みが順調に推移したことや小売店向け配送業務の取扱いが拡大したことにより増収、営業利益はチキンなど輸入商材の在庫量減少が響き前年並み

(3) 財政状態の分析

(単位：百万円)

	前会計年度末	当第1四半期 会計期間末	比較増減
総資産	342,014	346,028	4,013
負債	189,728	192,699	2,970
うち、有利子負債 (リース債務を除く)	107,670 (87,313)	111,866 (91,853)	4,196 (4,540)
純資産	152,286	153,328	1,042
D/Eレシオ(倍) (リース債務を除く)	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)	0.0 (0.0)

(注) D/Eレシオの算出方法：有利子負債÷純資産

(ポイントは億円単位で単位未満切捨て)

総資産のポイント 3,460億円(40億円の増加)

- ・季節的要因などでたな卸資産が増加したことなどにより流動資産は40億円増加
- ・前期末までに実施した設備投資の減価償却が進んだことや為替変動の影響などにより有形固定資産は18億円減少、投資有価証券の時価評価額の増加などにより投資その他の資産は20億円増加

負債のポイント 1,926億円(29億円の増加)

- ・営業資金の増加に加え、配当金や法人税等、消費税等の支払いなどの季節的要因による資金需要の増加により有利子負債は41億円増加

純資産のポイント 1,533億円(10億円の増加)

- ・親会社株主に帰属する四半期純利益28億円の計上、配当金の支払い114億円などにより利益剰余金は14億円増加、その他の包括利益累計額は5億円減少

なお、設備投資等の概要は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期 累計期間	当第1四半期 累計期間	比較増減
設備投資等	2,968	3,300	331
減価償却費	3,684	4,039	354

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れた場合に、当該提案に応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えております。

しかし、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、当該買収提案者の買収提案に関する十分な情報が株主の皆様へ提供されるとともに、当該買収提案に代替する案の可能性などについても、検討する機会が提供されることが重要であります。生活者の食の「安全・安定」や「健康価値」に対する意識が一層高まるなか、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することが必要であり、社会的責任を全うすることを含め、トータルな企業姿勢が求められております。こうしたことに対する理解に欠ける買収提案者が当社の株券等を取得し、短期的な経済的効率性のみを重視して当社グループのこれら競争力を毀損し、中長期的な経営方針に反する行為を行う場合などは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性があります。買収提案の中には、上記のように、その態様によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものも存在するため、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要であると考えております。

基本方針実現のための具体的な取組み

(イ) 基本方針実現のための特別な取組み

(企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する取組み)

当社グループでは、「暮らしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを企業経営理念に掲げております。卓越した食品と物流のネットワークを備える「食のフロンティアカンパニー」として、お客様にご満足いただける優れた品質と価値ある商品・サービスを創造・提供し、広く好感と信頼を寄せられる企業として、社会とともに成長することを目指しております。

平成25年4月からの3年間で当社グループは中期経営計画「RISING 2015」に取り組んでおります。超高齢化やグローバル化の進展などの大きな環境変化に対応して、持続的な成長ができるよう経営資源を投入してまいります。加工食品事業においては、さらに顧客ニーズに迅速に対応できるよう業態別組織体制へ移行し、差別化された商品の供給と、主力家庭用商品を中心とした自社工場の生産能力拡大と生産ラインの最適配置により、売上増加と利益率の向上を目指します。低温物流事業においては、国内最大のネットワークをさらに拡充して保管及び輸配送需要の取り込みを加速し、売上げの拡大を図ります。

今中期経営計画においても、加工食品事業、低温物流事業を中心に前中期経営計画を超える積極的な投資を行い、将来の経営環境の変化への備えを万全にします。また成長する海外市場への展開を着実なものにし、売上げを大幅に増加させていきます。財務面では、グループ経営資源の適正配分を行うとともに、自己株式取得・増配等適正な株主還元策を継続し、配当方針については従来どおり連結株主資本配当率(DOE)2.5%を目標とします。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを阻止するための取組み

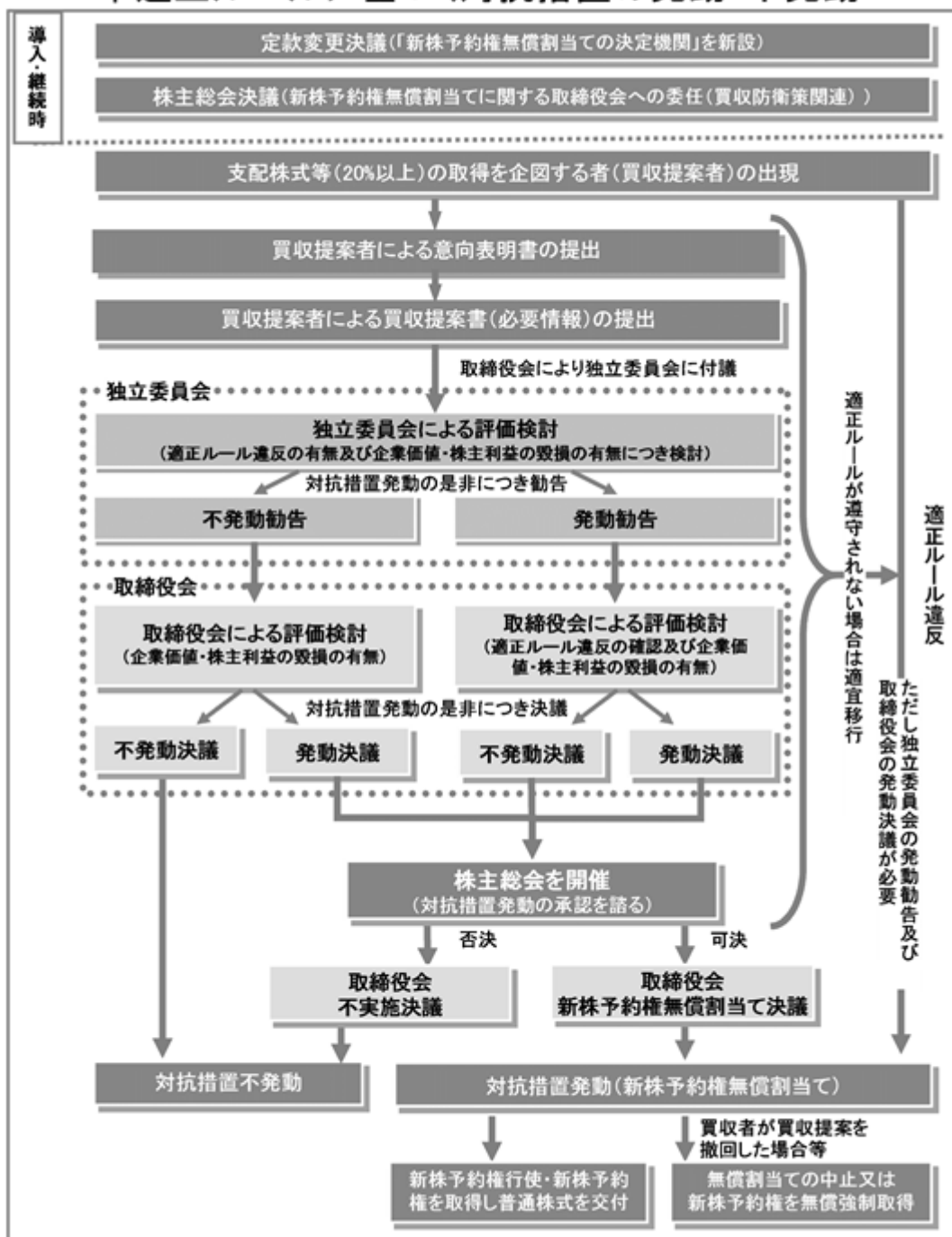
当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係についての十分な理解が必須となりますが、買収提案がなされ、株主の皆様が当該買収提案に応じるか否かの判断をする場合においても、当社の株式の価値を適正にご判断されるために、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めてはおりますが、買収提案がなされた場合に、買収提案者に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（当該買収提案者からは、当該買収提案者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、食の「安全・安定」をはじめとした社会的責任に対する考え方等）が提供されるとともに、株主の皆様が判断を行うために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様へ提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

以上を勘案し、当社は、平成25年5月7日開催の取締役会において、「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下、本適正ルール）の継続について決議し、平成25年6月25日開催の当社第95期定時株主総会において、本適正ルールの継続について株主の皆様への承認を得ております。

なお、本適正ルールの詳細につきましては、当社ホームページ「IRニュース」コーナー（http://www.nichirei.co.jp/ir/pdf_file/inews/20130507_4.pdf）に掲載する平成25年5月7日付け『「当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ』をご参照ください。

本適正ルールに基づく対抗措置の発動・不発動



※ 上記フローチャートは、あくまで本適正ルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本適正ルールの詳細内容については、プレスリリース本文をご参照ください

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本適正ルールは、前記「基本方針」に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(イ) 買収防衛策に関する指針及び企業価値研究会の報告書の内容に沿うものであること

本適正ルールは、経済産業省と法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

(ロ) 株主の皆様へ直接判断していただく形式のものであること

本適正ルールは、その導入時及びその後の継続時に株主の皆様意思を確認させていただいておりますが、今般の継続に際しても、定款に基づき、本適正ルールに定める要領に従い株主総会の決議を経ずに取締役会の決議のみで新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる要件を満たす場合について、当該決議を取締役に委任することにつき、株主総会の承認を求め、本適正ルールの継続の可否について株主の皆様意思を確認することとしております。また、本適正ルールの手続違反がない限り、買収提案に対する対抗措置を発動するためには、必ず株主総会の承認決議が必要であるものとし、買収提案者による買収提案の受入の可否について、株主の皆様へ直接判断していただく形式のものです。このように、対抗措置の発動については、本適正ルールの手続違反がない限り、株主総会の承認決議を得ることとなっているため、取締役の恣意的な意向によって対抗措置が発動されることはありません。さらには、継続後の本適正ルールは、有効期間が3年と設定されており、本適正ルールをさらに更新し、継続させるためには、有効期間満了時に、再度、株主の皆様へ判断を直接仰ぐ形式のものとなっております。

(ハ) 独立した独立委員会による対抗措置発動の判断及び取締役会判断による対抗措置の発動の制限

本適正ルールにおいては、買収提案に対する対抗措置発動・不発動の判断の中立性を担保するため、取締役会とは別に、独立性の高い委員から構成される独立委員会を設置しております。まず、本適正ルールの手続に違反していることを理由として対抗措置を発動するためには、必ず、独立委員会において当該違反を理由とする発動勧告があることを必要とし、取締役会の恣意的な運用によって対抗措置が発動されることを防止しております。

また、それ以外の場面においては、独立委員会においても、買収提案に対する対抗措置発動の要否を検証するものとしております。すなわち、取締役会において不発動決議がなされた場合であっても、独立委員会が対抗措置の発動勧告を行っている場合には、取締役会は対抗措置発動の要否について株主の皆様意思を確認するため、株主総会を招集しなければならないとしております。したがって、本適正ルールは、取締役会が恣意的に買収者による買収を妨害する場合のみでなく、取締役が自らの利益のみのために行う買収等に恣意的に賛成することを防止する機会も与えております。また、取締役会が、買収提案に対して、株主の皆様意思の確認を行わずに対抗措置を発動できるのは、本適正ルールの手続違反の場合に限定しております。

(ニ) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の取締役の任期は、定款により選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされており、また、本適正ルールは、取締役会において、廃止するか否かの決議をすることができます。したがって、本適正ルールは、毎年株主の皆様によって選任される取締役で構成される当社取締役会において、随時、本適正ルールの継続又は廃止の決議を行うことができ、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）のいずれでもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、381百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結累計期間において、経営戦略の現状と見通しについて重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	295,851,065	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	295,851,065	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年6月30日	-	295,851,065	-	30,307	-	7,604

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

（平成27年3月31日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 10,027,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 284,644,000	284,644	-
単元未満株式	普通株式 1,180,065	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	295,851,065	-	-
総株主の議決権	-	284,644	-

（注） 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式894株が含まれております。

【自己株式等】

（平成27年3月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（%）
（自己保有株式） 株式会社ニチレイ	東京都中央区築地 6 - 19 - 20	10,027,000	-	10,027,000	3.39
計	-	10,027,000	-	10,027,000	3.39

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,833	12,281
受取手形及び売掛金	75,819	73,858
商品及び製品	35,141	37,794
仕掛品	251	240
原材料及び貯蔵品	6,390	6,769
繰延税金資産	855	954
その他	8,551	10,959
貸倒引当金	128	97
流動資産合計	138,715	142,761
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2 72,311	2 70,788
機械装置及び運搬具(純額)	2 24,000	2 23,478
土地	2 33,833	2 33,747
リース資産(純額)	18,992	18,688
建設仮勘定	2,035	2,532
その他(純額)	2 1,949	2 2,061
有形固定資産合計	153,124	151,296
無形固定資産		
のれん	3,114	2,913
その他	3,605	3,547
無形固定資産合計	6,719	6,461
投資その他の資産		
投資有価証券	34,014	36,221
退職給付に係る資産	199	199
繰延税金資産	1,060	1,033
その他	8,376	8,295
貸倒引当金	196	241
投資その他の資産合計	43,455	45,509
固定資産合計	203,299	203,266
資産合計	342,014	346,028

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,566	28,117
短期借入金	11,186	13,773
コマーシャル・ペーパー	5,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	3,095	3,082
リース債務	3,806	3,766
未払費用	25,213	22,596
未払法人税等	2,286	1,472
役員賞与引当金	215	56
その他	11,401	12,592
流動負債合計	89,771	92,458
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	28,030	27,998
リース債務	16,550	16,246
繰延税金負債	6,104	6,700
役員退職慰労引当金	161	146
退職給付に係る負債	1,438	1,451
資産除去債務	3,175	3,128
長期預り保証金	2,984	2,963
その他	1,510	1,606
固定負債合計	99,957	100,240
負債合計	189,728	192,699
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,307	30,307
資本剰余金	18,224	18,224
利益剰余金	86,991	88,427
自己株式	5,148	5,151
株主資本合計	130,376	131,809
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,971	12,501
繰延ヘッジ損益	2,577	2,222
為替換算調整勘定	3,169	1,459
その他の包括利益累計額合計	16,718	16,183
非支配株主持分	5,191	5,335
純資産合計	152,286	153,328
負債純資産合計	342,014	346,028

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	124,598	128,566
売上原価	107,044	108,875
売上総利益	17,554	19,691
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	3,904	3,858
販売促進費	278	705
広告宣伝費	1,185	1,013
販売手数料	204	473
役員報酬及び従業員給料・賞与・手当	4,007	4,059
退職給付費用	210	225
法定福利及び厚生費	804	810
旅費交通費及び通信費	569	559
賃借料	506	514
業務委託費	643	648
研究開発費	405	381
その他	1,879	1,976
販売費及び一般管理費合計	14,600	15,226
営業利益	2,954	4,464
営業外収益		
受取利息	15	22
受取配当金	301	325
持分法による投資利益	45	-
その他	353	174
営業外収益合計	715	521
営業外費用		
支払利息	279	269
持分法による投資損失	-	15
その他	188	121
営業外費用合計	468	406
経常利益	3,201	4,580
特別利益		
固定資産売却益	66	9
特別利益合計	66	9
特別損失		
固定資産売却損	9	4
固定資産除却損	283	146
特別損失合計	293	150
税金等調整前四半期純利益	2,974	4,438
法人税等	1,065	1,444
四半期純利益	1,908	2,994
非支配株主に帰属する四半期純利益	326	129
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,582	2,865

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	1,908	2,994
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	780	1,529
繰延ヘッジ損益	249	373
為替換算調整勘定	486	1,665
持分法適用会社に対する持分相当額	25	0
その他の包括利益合計	18	508
四半期包括利益	1,927	2,485
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,658	2,330
非支配株主に係る四半期包括利益	269	154

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(売上の計上基準の変更)

商品の販売促進の目的で当社が取引先に負担する費用の一部(以下、販売促進費等)について、従来は商品の販売後に支払金額が確定した時点で、「販売促進費」又は「販売手数料」として「販売費及び一般管理費」に計上していましたが、当第1四半期連結会計期間より、売上計上時に売上高から控除して計上する方法に変更しました。

当社グループでは、中期経営計画「RISING 2015」の達成に向けて事業活動を遂行するなか、円安や原材料・仕入コスト上昇の影響により販売価格の改定を進めており、海外を含め売上高が年々拡大する一方で、競争環境の激化に伴い販売促進費等も増加しております。また、国際的な会計制度や業界における比較可能性を向上させるとともに、より適確な業績管理の実践を図り、収益向上に向けた迅速な対応が必要となっております。

このような経営環境の変化や問題意識が高まるなか、取引実態を改めて精査したところ、販売促進費等が取引条件の決定時に考慮され、実質的に販売価格を構成する一部と捉えられる傾向が顕著になってきていることから、売上計上基準の見直しの可否を検討しました。この結果、販売促進費等は売上高から控除して計上する方法が経営成績をより適切に表すと判断し、業務プロセスやシステム構築など経営管理体制の整備を進めてまいりましたが、今般、その体制が整ったことにより変更するものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比較して、前第1四半期連結累計期間の売上高、売上総利益はそれぞれ6,170百万円減少、販売費及び一般管理費は6,277百万円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ106百万円増加しております。また、前連結会計年度の連結貸借対照表は未払費用が1,963百万円増加、繰延税金資産(流動資産)が154百万円増加、その他流動負債が494百万円減少、利益剰余金が1,314百万円減少しております。

なお、前連結会計年度の期首の純資産額に対する累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は1,129百万円減少しております。

セグメント情報及び1株当たり情報に与える影響については、「(セグメント情報等)」「(1株当たり情報)」に記載しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の会社の金融機関からの借入金等に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
㈱エヌゼット(連帯保証)	100百万円	㈱エヌゼット(連帯保証)	100百万円
その他	26	その他	19
合計	126	合計	119

2 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
建物及び構築物	802百万円		800百万円
機械装置及び運搬具	320		320
土地	105		105
その他の有形固定資産	17		17

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却額を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	3,684百万円		4,039百万円

(注)重要なのれんの償却額はありませぬ。

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,429	5	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,429	5	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結会計期間より、売上の計上基準を変更しております。これに伴う影響については、「(会計方針の変更等)」をご参照ください。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	加工食品	水産	畜産	低温物流	不動産	計				
売上高										
外部顧客への売上高	46,663	16,173	20,316	39,806	872	123,833	765	124,598	-	124,598
セグメント間の内部 売上高又は振替高	81	31	549	3,765	265	4,694	136	4,830	4,830	-
計	46,745	16,205	20,865	43,572	1,138	128,527	902	129,429	4,830	124,598
セグメント利益	618	134	95	1,789	507	3,146	67	3,213	259	2,954

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バイオサイエンス事業のほか、人事給与関連業務サービス、緑化管理・清掃関連サービスの事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等 1,290百万円及び各報告セグメントに配分していない持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る損益1,031百万円であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	加工食品	水産	畜産	低温物流	不動産	計				
売上高										
外部顧客への売上高	48,489	15,658	21,669	40,914	840	127,573	993	128,566	-	128,566
セグメント間の内部 売上高又は振替高	157	42	806	3,684	317	5,007	148	5,156	5,156	-
計	48,647	15,701	22,476	44,599	1,157	132,581	1,141	133,722	5,156	128,566
セグメント利益 又は損失()	1,555	10	127	2,390	562	4,625	127	4,752	287	4,464

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バイオサイエンス事業のほか、人事給与関連業務サービス、緑化管理・清掃関連サービスの事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去等 1,124百万円及び各報告セグメントに配分していない持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る損益836百万円であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

「(会計方針の変更等)」に記載のとおり、売上の計上基準の変更に伴い遡及修正しております。これにより、前第1四半期連結累計期間における「加工食品」の売上高は6,170百万円減少、セグメント利益は106百万円増加しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5円54銭	10円02銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,582	2,865
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	1,582	2,865
普通株式の期中平均株式数(千株)	285,858	285,820
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	9円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	23
(うち持分法適用関連会社における優先株式が普通株式 に転換された場合の損益差額)(百万円)	-	(23)
普通株式増加数(千株)	-	-

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 「(会計方針の変更等)」に記載のとおり、売上の計上基準の変更に伴い遡及修正しております。これにより、前第1四半期連結累計期間における「親会社株主に帰属する四半期純利益金額」「普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額」が68百万円増加、「1株当たり四半期純利益金額」が25銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 8月 7日

株式会社ニチレイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 英 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月 本 洋 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチレイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニチレイ及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社グループは、商品の販売促進の目的で取引先に負担する費用の一部について、従来は商品の販売後に支払金額が確定した時点で、「販売促進費」又は「販売手数料」として「販売費及び一般管理費」に計上していたが、当第1四半期連結会計期間より、売上計上時に売上高から控除して計上する方法に変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。